

広島経済大学公的研究費の管理・監査規程

平成 27 年 3 月 16 日
制 定

最終改正 2022 (令和 4) 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、広島経済大学（以下「本学」という。）において府省庁等の公的機関から交付を受ける競争的研究費を中心とした研究費（以下「公的研究費」という。）の不正使用を防止し、適正な管理及び監査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(最高管理責任者)

第 2 条 公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、次条に規定する統括管理責任者及び第 4 条に規定するコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営及び管理を行えるよう、必要な措置を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、理事会において審議を主導するものとする。

4 最高管理責任者は、様々な啓発活動を定期的に行い、本学の構成員全体に対し、意識の向上と浸透を図らなければならない。

(統括管理責任者)

第 3 条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、学部長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

3 統括管理責任者は、前項に定める対策の一環として、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する具体的な計画を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に実施計画に基づいた教育の実施を指示するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第 4 条 本学における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限をもつ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 本学における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。

(2) 不正防止を図るため、公的研究費の運営及び管理に関わる本学の構成員（以下「研究者等」という。）に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度を確認し、必要に応じて改善を指導すること。

(3) 公的研究費の不正防止に関する啓発活動を、本学の構成員全体に対し、定期的に行うこと。

(4) 研究者等が、適切に公的研究費の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

(監事)

第 4 条の 2 監事は、不正防止に関する内部統制の整備及び運用状況を確認し、意見を述べるものとする。

2 監事は、内部監査等で明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、

また、不正防止計画が実施されているかを確認し、意見を述べるものとする。

(コンプライアンス教育)

第4条の3 本学の構成員全体に対し、コンプライアンス教育の内容を踏まえて不正防止の意識の向上と浸透を図ることを目的とした啓発活動を実施する。

(研究者等の責務)

第5条 研究者等は、関係法令、当該公的研究費を配分する機関(以下「配分機関」という。)及び本学の諸規程及びルール等を遵守し、公的研究費を適正に使用及び管理しなければならない。

2 研究者等は、コンプライアンス教育を受講しなければならない。

3 研究者等は、次に掲げる内容について誓約書を学長に提出しなければならない。

(1) 関係法令、配分機関及び本学の諸規程及びルール等を遵守すること。

(2) 公的研究費を適正に使用し、不正を行わないこと。

(3) 関連規程等に違反して不正行為を行った場合は、本学及び配分機関の処分や法的責任を負うこと。

4 前項に定める誓約書が提出されない研究者等は、公的研究費の申請、運営及び管理等に関わるができない。

5 研究者等は、不正使用に関する調査への協力要請があったときは、これに協力しなければならない。

6 研究者等は、公的研究費に応募する場合は、次に掲げる情報を、本学及び配分機関に対し、報告及び申告しなければならない。ただし、秘密保持契約等が交わされている場合は必要な情報のみとする。

(1) 職歴及び研究経歴に関する情報

(2) 応募時現在の全ての所属機関及び役職(兼業、外国の人材登用プログラムへの参加及び雇用契約のない名誉教授等を含む)に関する情報

(3) 応募時現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況(制度名、研究課題、実施期間、予算額及びエフォート等)に関する情報

(4) 外国を含む外部機関から受けている全ての資金及び資金以外の支援等(補助金、助成金、受託研究費、共同研究費、寄附金、出張費等の資金及び施設・設備等)に関する情報

(5) 研究者等自身が関与する全ての研究活動の内容、契約及び参画者及び協力者等に関する情報

(6) 外国の機関・大学等と長期間にわたって連携・契約している研究において、相手方の参加メンバーや共同研究内容の変更に関する情報

(不正防止計画推進部署)

第6条 不正防止計画の推進を担当する部署として、地域経済研究所を充て、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第43条に定める内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因の把握、体系的な整理及び評価すること。

(2) 統括管理責任者ととも本学全体の具体的な不正防止対策(不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。)の策定、実施及び実施状況の確認すること。

(3) 監事と連携を強化し、必要な情報提供を行い、不正防止計画の策定、実施及び見直しの状況について意見交換を行う機会を設けること。

(4) コンプライアンス推進責任者の指示の下、研究者等が適切に公的研究費の管理及び執行を行っているかモニタリングを実施すること。

(業務担当部署)

第7条 公的研究費の事務処理を担当する部署は、地域経済研究所とする。

2 公的研究費の直接経費に関する経理業務を担当する部署は、地域経済研究所及び総務部総務課とする。

3 公的研究費の間接経費に関する経理業務を担当する部署は、法人部とする。

(事務処理手続等の周知及び運用)

第8条 地域経済研究所は、関係法令、配分機関及び本学が定める諸規程等に基づき、公的研究費の執行手続きを定めた公的研究費執行の手引きを作成し、研究者等に周知し明確かつ統一的な運用を行うものとする。

(相談窓口の設置等)

第9条 公的研究費に関する使用ルール及び事務処理手続等(以下「使用ルール等」という。)について、学内外からの相談に対応する窓口を地域経済研究所に設置する。

2 相談窓口において使用ルール等に関する相談を受け付けたときは、研究遂行のため適切な支援を行うよう努めなければならない。

(通報窓口の設置等)

第10条 公的研究費の不正使用について、学内外から通報を受け付ける窓口を総務部総務課に設置する。

2 窓口の職員は、直接の利害関係を有する事案に関与してはならない。

3 総務部長は、通報を受け付けたときは速やかに最高管理責任者にその内容を報告しなければならない。

4 窓口の職員は、通報者に対し通報を受け付けた旨を通知するものとする。

(通報の方法)

第11条 通報は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、窓口に対して行うものとする。

2 通報は、原則として顕名により行うものとし、不正使用を行ったとする研究者、研究グループ等の氏名又は名称、不正使用の態様その他事案の内容を明示し、かつ、不正とする合理的な理由を明示しなければならない。

(予備調査委員会の設置)

第12条 最高管理責任者は、第10条第3項の規定による報告を受けたときは、速やかに予備調査委員会を設置しなければならない。

2 予備調査委員会は、最高管理責任者を委員長とし、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、通報者及び被通報者と利害関係を有する者は、委員になることはできない。

(1) 副学長

(2) 統括管理責任者

(3) 大学院研究科長

(4) コンプライアンス推進責任者

(5) 地域経済研究所長

(6) その他学長が必要と認める者

3 予備調査委員会は、必要に応じて被通報者その他の関係者に対して、通報された事案に係る関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者のヒアリングを行うことができる。

4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る書類等を保全する措置を講ずることができる。

(本調査の要否の決定)

第13条 予備調査委員会は、設置後速やかに通報の内容の合理性を確認し、通報の受付から30日以内に本調査の要否を判断し、学長に報告しなければならない。

(予備調査の結果の通知)

第14条 学長は、本調査を行う旨の報告を受けたときは、通報者及び被通報者に対しその決定を通知し、本調査への協力を求めるものとする。

2 被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

第15条 学長は、本調査を行わない旨の報告を受けたときは、通報者に対し理由を付してその決定を通知する。

(予備調査の結果の報告等)

第16条 学長は、通報の受付から30日以内に第13条の本調査の要否の決定を配分機関に報告しなければならない。

2 学長は、配分機関に本調査を行う旨の報告をするときは、調査方針、調査対象、調査方法等についても報告し、配分機関と協議するものとする。

(本調査委員会の設置)

第17条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに本調査委員会を設置しなければならない。

2 本調査委員会は、最高管理責任者を委員長とし、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 統括管理責任者
- (3) 大学院研究科長
- (4) コンプライアンス推進責任者
- (5) 地域経済研究所長
- (6) 学長が委嘱する学外の弁護士又は公認会計士等の第三者若干人
- (7) その他学長が必要と認める者

3 前項の規定にかかわらず、通報者又は被通報者と利害関係を有する者は、委員になることはできない。

4 本学と利害関係を有する者は、第2項第6号の委員になることはできない。

(本調査の実施等)

第18条 本調査委員会は、設置後速やかに不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について本調査を開始しなければならない。

2 本調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係る研究活動及び研究費執行に関する資料等の精査並びに関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行う。

3 本調査委員会は調査にあたり、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。

4 通報者、被通報者その他関係者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査中における一時的執行停止措置)

第19条 最高管理責任者は、必要に応じて、被通報者その他関係者に対し、次条の調査結果の認定がなされるまでの期間、当該研究費の使用停止を命ずることができる。

(審査及び認定)

第20条 本調査委員会は、第18条第1項の事項について審査及び認定を行う。

2 本調査委員会は、調査の過程で不正使用の事実が一部でも確認されたときは、速やかに当該部分が不正使用に該当する旨の認定を行うものとする。

(本調査の結果の通知)

第21条 学長は、本調査の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で不正使用に関与したと認定された者(以下「被通報者等」という。)に速やかに通知するものとする。

2 学長は、被通報者等が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

(本調査に係る配分機関への報告等)

第22条 学長は、本調査を行ったときは、通報を受け付けた日から起算して210日以内に、次に掲げる事項を記載した当該調査の最終報告書を作成し、当該事案に係る配分機関に提出するものとする。

- (1) 調査の結果
- (2) 不正使用が発生した要因
- (3) 不正使用に関与した者が係る他の競争的研究費等における管理及び監査体制の状況
- (4) 再発防止計画
- (5) その他最高管理責任者が必要と認めた事項

2 前項の規定にかかわらず、期限までに調査が完了しないときは、学長は最終報告書の内容に準じた中間報告書を作成し、当該事案に係る配分機関に提出するものとする。

- 3 学長は、前項により中間報告をした事案については、調査終了後速やかに最終報告書を当該事案に係る配分機関に提出するものとする。
- 4 学長は、第20条第2項により不正使用が認定されたときは、速やかに当該事案に係る配分機関に報告するものとする。
- 5 学長は、調査終了前であっても、配分機関から要請があったときは、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。
- 6 本調査委員会は、配分機関から要請があったときは、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、当該調査事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査等に応じるものとする。
(不服申立て)

第23条 通報者及び被通報者等は、調査結果に不服があるときは、通知を受けた日から起算して14日以内に、学長に対し不服申立てをすることができるものとする。
(不服申立てに伴う報告)

第24条 学長は、前条の不服申立てがあったときは、配分機関に報告するものとする。
(不服申立てに係る調査)

第25条 学長は、第23条の不服申立てを受けたときは、速やかに本調査委員会に不服申立てに係る審査を命ずるものとする。ただし、不服申立ての趣旨が本調査委員会の構成等、その公正性に関わる場合において学長が必要と認めるときは、調査委員の交代若しくは追加又は新たに調査委員会を設置させることができるものとする。

- 2 本調査委員会は、不服申立ての根拠が当該調査結果を覆すに足る合理的なものであるかどうか速やかに審査し、不服申立てに対する再調査を行うか否かを決定し、学長に報告する。
(再調査の可否に伴う通知)

第26条 学長は、再調査を行う旨の報告を受けたときは、通報者及び被通報者等に対しその決定を通知するものとする。

- 2 学長は、再調査を行わない旨の報告を受けたときは、不服申立人に対しその決定を通知するものとする。
- 3 学長は、被通報者等が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。
(再調査の可否に伴う報告)

第27条 学長は、再調査を行うか否かの報告を受けたときは、当該事案に係る配分機関にその決定を報告するものとする。
(再調査の実施等)

第28条 本調査委員会は、不服申立てについて再調査を実施する決定をしたときは、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 本調査委員会は、再調査を開始したときは、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
(再調査の打ち切り)

第29条 前条第1項に定める不服申立人からの協力が得られない場合は、本調査委員会は再調査を行わず、審査を打ち切ることができるものとする。

- 2 本調査委員会は、前項により再調査を行わないことを決めたときは、直ちに学長に報告する。
(再調査の打ち切りに伴う通知)

第30条 前条第2項の報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

- 2 学長は、不服申立人が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関にも通知するものとする。
(再調査の打ち切りに伴う報告)

第31条 学長は、第29条第2項の報告を受けたときは、当該事案に係る配分機関に報告するものとする。

(再調査の結果の通知)

第32条 学長は、再調査の結果を通報者、被通報者等に速やかに通知するものとする。

2 学長は、被通報者等が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

(再調査の結果の報告)

第33条 学長は、再調査の結果を当該事案に係る配分機関に報告するものとする。

(調査結果の公表)

第34条 学長は、公的研究費の不正使用に係る調査において不正使用があったと認定したときは、速やかに調査結果を公表する。

2 前項の公表における公表内容は、不正使用に関与した者の氏名及び所属、不正使用の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、本調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。ただし、学長が非公表とすることについて合理的な理由があると認めたときは、不正使用に関与した者の氏名、所属等を非公表とすることができる。

3 不正使用が行われなかったとの認定がなされたときは、原則として調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していたときは、調査結果を公表するものとする。

4 前項ただし書きの公表内容は、不正使用がなかったこと、被通報者の氏名及び所属、本調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。

(措置の解除等)

第35条 最高管理責任者は、不正使用が行われなかったものと認定されたときは、研究費の使用停止等の措置を解除するものとする。

2 最高管理責任者は、不正使用の事実がなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(懲戒等の措置)

第36条 本調査の結果、不正使用が認定された者、不正な取引に関与した者及び当該事案の内容について責任を負う者として認定されたものについては、学校法人石田学園就業規則第40条及び第41条に基づき、懲戒処分を行うことができる。

2 学長は、前項の処分が課されたときは、配分機関に対し、その処分の内容等を通知する。

(法的措置)

第37条 本学は、不正使用に関わった研究者等に対し、本学に生じた損害を賠償させるとともに、必要に応じて民事上又は刑事上の法的処置をとることができる。

(取引業者に対する措置)

第38条 公的研究費の不正使用に関与した取引業者については、理事会に諮った上で取引停止等の処分を決定するものとする。

(守秘義務)

第39条 本規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定については、本学の教職員でなくなった後も同様とする。

3 最高管理責任者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

4 最高管理責任者は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了承を得て、調査中であっても調査事案について公に説明することができるものとする。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了承は不要とする。

5 学長、各調査委員会委員又はその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協力者、相談者又はその他の関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者、相談者又はその他の関係者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮しなければ

ばならない。

(通報者の保護)

第40条 最高管理責任者は、通報したことを理由とする通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないように、適切な措置を講じなければならない。

2 本学の教職員は、通報したことを理由として、通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 理事長は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことをもって当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被通報者の保護)

第41条 本学の教職員は、単に通報がなされたことのみをもつて、被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 理事長は、単に通報がなされたことのみをもつて、被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(取引業者への周知等)

第42条 本学は、公的研究費に係る取引を行う業者に対して、公的研究費に係る不正対策の方針等を周知するとともに、一定の取引実績、リスク要因、実効性等を考慮した上で該当する業者に対しては、次に掲げる内容を含む誓約書を提出させるものとする。

(1) 本学の諸規程及びルール等を遵守し、不正に関与しないこと。

(2) 内部調査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。

(3) 不正が認められたときは、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

(4) 研究者等から不正な行為の依頼等があったときは、通報窓口へ通報すること。

(内部監査)

第43条 **内部監査室**は、理事長の指示の下、最高管理責任者である学長の直轄的な組織として、別に定める広島経済大学における公的研究費の内部監査マニュアル及び広島経済大学における公的研究費の監査計画に基づき、公的研究費に関する内部監査(業務監査、会計監査)を実施するものとする。

2 **内部監査室**は、第6条に定める不正防止計画推進部署と連携し、不正が発生する要因を分析し、リスクアプローチ監査を実施するものとする。

3 前2項の監査の実施に当たっては、過去の内部監査及びモニタリングで把握された不正発生要因に応じて、監査計画を見直すとともに、専門的な知識を有する者を活用して内部監査の質の向上を図るものとする。

4 **内部監査室**は、監事及び会計監査人と連携を図り、必要な情報提供や定期的な意見交換を行い、効果的な監査を実施するものとする。

(規程の改廃)

第44条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成27年3月16日から施行する。

2 平成26年4月以降に交付を受けた公的研究費については、この規程を遡って適用する。

3 「広島経済大学科学研究費補助金の管理監査規程」(平成19年11月22日)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021（令和3）年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022（令和4）年4月1日から施行する。